

○第185回肥料・飼料等専門調査会(非公開)

日時：令和5年2月22日(水) 16:02~17:00

議事概要：

(1) 動物用医薬品(マルボフロキサシンを有効成分とする牛の注射剤(フォーシル)) *¹の食品健康影響評価について

審議の結果、マルボフロキサシンを有効成分とする牛の注射剤(フォーシル)は、本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じて人の健康に影響を与える可能性は無視できる程度とすることが了承され、評価書(案)を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとされた。

*¹ 抗菌活性をもつ動物用医薬品として、牛の乳房炎の治療の目的で使用されます。

(2) 対象外物質(シンナムアルデヒド) *²の食品健康影響評価について

審議の結果、シンナムアルデヒドは、農薬及び飼料添加物として想定しうる使用方法に基づき通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであることが了承され、評価書(案)を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとされた。

*² 農薬として使用される殺菌剤で、今回、トマト、なす等への新規登録申請がされています。飼料添加物としても用いられます。ポジティブリスト制度導入に伴い暫定的に、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質(対象外物質)として定められています。

(3) 飼料添加物(*Komagataella phaffii* BSY-0007株を利用して生産されたフィターゼを原体とする飼料添加物) *³の食品健康影響評価について

次回に持ち越して審議することとなった。

*³ 飼料添加物として、飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進を目的に使用されます。